

第 49 号議案

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 6 月 20 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年豊後大野市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ」を「使用する用語は、法において使用する用語の例」に改め、各号を削る。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」及び「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「別表第1」を「別表」に改める。

別表第1の1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第2の1の項及び2の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表3の項中「法別表第2」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「省令」という。)第2条の表」に、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表4の項中「法別表第2」を「省令第2条の表」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条の規定、第3条の規定、別表第2の3の項の規定(「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める部分を除く。)及び同表4の項の規定は、令和6年5月27日から適用する。